



福島県報

福島県監査委員

監査公表第13号

地方自治法第252条の37第1項の規定により包括外部監査人が行った平成17年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、福島県知事から通知があったので、同法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年5月15日

福島県監査委員 青木 勝博 様
福島県監査委員 渡部 高純 様
福島県監査委員 音高 野宏 之
18人 第5812号
平成19年3月30日

福島県監査委員 青木 勝博 様
福島県監査委員 渡部 高純 様
福島県監査委員 音高 野宏 之
福島県監査委員 高野 宏 之

福島県知事

印

平成17年度包括外部監査の結果に基づき措置の状況について(通知)
このことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

平成17年度包括外部監査の結果に対する措置の状況

項目名	監査結果報告の内容(要旨)	措置の内容(監査委員への報告事項)
1 発注方法 (1) 複数年契約によるコスト低減(発注規	同一工事については、各事務所において可能な限り債務負担行為の活用により複数年契約によるコスト低減を図る	可能なものについては債務負担行為を活用し全体工事を競争入札等の方法で一括発注することとした。

標の大型化)

べきである。

2 指名基準等
(1) 入札参加資格の確認強化

希望工種申告書の提出のない業者が指名され、入札が執行されている例が見られた。当該入札制度の信頼性を確保する上で重要な問題であり、確認体制の強化が必要である。

指名選考内申告書の作成時、指名委員会の審議時、指名通知書の発送時など複数段階で、指名業者が希望工種申告書を提出した業者であることを複数人で確認することとし、再発防止を図った。

なお、19年度には、希望工種反映型も含め指名競争入札を廃止し、原則として条件付一般競争入札により契約を行うこととした。

(2) 指名業者選定の透明性

指名委員会における審議過程の透明性の確保及び公平かつ公正性の検討可能性を確保するために、指名過程を明らかにする文書を作成することが必要である。

指名委員会での審議は、その件数が膨大であるため、審査基準日以降の経営状況、工事成績、地域的条件、手持工事の状況、工事施工の技術的適正、安全管理・労働福祉の状況などの指名の前提となる条件については、これまで口頭による説明と質疑応答によって実施してきた。
19年度には、指名競争入札を廃止し、原則として条件付一般競争入札により契約を行うこととした。

(3) 地域的条件の緩和等

工事コストの低減を図るためには、地域的条件の緩和が有効である。
試行的段階にある条件付き一般競争入札については、地域的条件の設定など、対象工事、工事件数を増加し本格施行を図るべきである。

平成19年度から、原則として条件付一般競争入札により契約を行うこととした。ただし、政府調達に関する協定の適用を受ける場合、及び災害等緊急を要する公共工事に対応するため随意契約を行う場合は除いている。

<p>条件付一般競争入札においては、建設業者の経営力や技術力を総合的に評価した格付を行い、それを条件に設定する。</p> <p>地域要件については、入札参加資格者をおおむね50者程度確保するなど、競争性に十分配慮し設計金額に応じて設定する。県内建設業者の育成の観点も踏まえ、競争性の確保が図られる範囲内において県内業者の技術力等で施工可能なものについては、県内業者で対応することを原則とした。</p> <p>なお、業者数が少ない地域においては、一定金額以下の工事について、地域特性、さらには地元業者の施工による住民の安心感・満足感の向上の観点をも考慮し、入札参加資格者を30者程度とするなど、地域要件の柔軟な設定にも配慮することとした。</p>	<p>相手方から見積りを徴する暇がないもの等、真にやむを得ない場合に限り、単独随意契約を行う。</p> <p>なお、随意契約は地方自治法施行令第167条の2に定める要件に該当する場合に限り行うことができるが、この要件の適用に当たっては、災害等緊急を要する公共工事に対応するため競争入札に付することができない場合等、真にやむを得ない場合に厳格化する。また、随意契約を行った場合は、理由を明示して公表する。</p>
<p>3 単独随意契約の見直し</p> <p>単独随意契約の場合は、競争者がいないことにより競争原理が働かず落札率が高くなることから、他業者に施工させることがコスト高につながる場合などやむを得ない場合を除いては、随意契約の場合も工事コストの低減を図るために、可能な限り見直しを行うよう努めるべきである。</p>	<p>4 設計変更 (1) 設計変更とコスト削減</p> <p>請負比率が高い工事の場合はもちろんのこと、設計変更の内容によつては、安易な増額変更契約はコストの増加につながる場合があることから、工事コスト低減のためには、会計事務必携の規定に拘わらず、別発注した場合とのコスト比較を行うなど、厳密に対応する必要がある。</p> <p>5 品質確保等 (1) 確認体制の強化</p> <p>若手設計者が担当したことにより当初の設計図書に落橋防止装置及び変位制限装置が計上されていなかった工事が見られた。</p> <p>通行車両等の安全性に係わる重要な問題であるので、今後は同様の設計ミスを防止するため、若い技術者の設計</p>
<p>随意契約を行う場合であっても、競争性の確保の観点から、可能な限り見直しを行おう。</p> <p>単独随意契約を行う場合にあって、契約の目的又は性質により選定できる相手方が一人に限られるもの、又は災害等緊急を要するもので複数の</p>	<p>施工中の工事と変更工事を分離して発注することが困難な場合等には、契約変更により対応しており、その多くの場合で諸経費等のコスト低減が図られている。しかしながら、契約手続きにおける透明性及び競争性を確保する観点も踏まえて、安易に契約変更を選択することのないよう慎重に対応する。</p> <p>土木部専門研修の初任者研修等をはじめ各種研修等を実施するなど、若手技術者の技術指導は従前より継続しているところであるが、従来の取組に加え、平成17年度から、複数監督員制度の導入や照査担当者会議を通じて若手監督員の技術指導、照査等の確認</p>

<p>書については、ベテラン技術者が特に入念にチェックするなど確認体制の強化が必要である。</p>	<p>(2) 工事成績評 定 点</p> <p>長期間にわたる工事成績評定点の未通知は、請負業者の技術力の向上意欲を減退させることになりかねない。</p> <p>今後は、請負業者が工事成績評定点を積極的に活用して、技術力の向上に役立てるために、実施要領に基づき適正な実施が必要である。</p>	<p>体制を強化した。</p> <p>工事成績評定通知の遅延とその対策については、請負工事成績評定通知実施要領に基づき通知事務の徹底を図るとともに、工事成績通知書の送付については、工事検査箇所表等を複数人で確認する等チェック体制の強化を図る。</p>
---	--	---